

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 24 日（日）15:00～15:15

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 9

9 番の■■と申します。千葉県柏市に住んでおります。私の陳述の同文が皆様方のお手元に配付されていると思いますので、発言不明瞭な点はご参照ください。それでは、以下河川整備計画原案についての意見陳述をいたします。最初に事前に提出いたしました応募用紙に記載しました論点は、河川整備計画原案に沿ったものでしたけれども、その後 2 回の有識者会議が第 8 回、第 9 回と開催され重要な議論が交わされております。従いましてその内容は、整備計画原案の部分を構成するものであるという認識をいたしましてその部分にも触れて陳述をいたしたいと思っております。今回の河川整備計画策定の前段をなす 2006 年から 2008 年のステージでは利根川水系全体を視野にいたした河川整備計画の策定が予定されていたはずでした。すなわち利根川・江戸川水系、鬼怒川・小貝川水系、霞ヶ浦、渡良瀬川、中川・綾瀬川のブロックに分けて議論を進めるはずでしたが、今回は利根川・江戸川水系に限定をした河川整備計画が提示されました。利根川水系全体を視野に入れた河川整備計画策定作業についての見通しを明らかにしていただきたいと思っております。次に論点に入りますが、河川整備計画原案の策定経過と有識者会議の運営について最初に触れたいと思っております。今回の河川整備計画原案の策定のためには旧聞で 4 回での会議が行われました。最後は 2008 年 5 月でしたが開催されています。2009 年の政権交代に伴う八ッ場ダムの建設にかかわる一連の経緯についてはここで改めて繰り返す余裕はございませんが、河川整備計画の策定を促した野田内閣の内閣官房長官の裁定が契機となったことは記憶に新しいところです。有識者会議を 2012 年 9 月 25 日に再開、以来 3 回が開催されましたが衆議院の解散、総選挙の情勢が明らかになると有識者会議の開催は続けて延期となり、再度の政権交代後の 2013 年 2 月急遽、河川整備計画原案なる文書が提示されて今回の意見公述の対象とされました。その同時に国土交通大臣は早々と先の裁定に縛られることなく本体工事着手を言明されています。さて、再開後 3 回の会合は治水計画にかかわる目標流量の設定、すなわち八ッ場ダムの位置付けが主たる論点となりましたが、提起された疑問は棚ざらしの状態で一方向的に打ち切りのまま、今回のパブリックコメントおよび公聴会の開催のアナウンスメントがされました。それと並行して直近の第 8 回、第 9 回、すなわち 2 月の 14 日と 2 月の 21 日に第 8 回、第 9 回の有識者会議が開催され改めて以下で触れるダム問題に直接かかわる洪水目標流量の数値設定の方法論について、是とする委員と疑義を提起する委員の間で議論がありました。その論争を聞くものにとっては、その是非についての疑問を禁じえないものでした。同時にこの間の有識者会議の運営において示された関東地方整備局の事務局としての運営の手法と姿勢については、再度の政権交代を背景とした極めて強権的な行政手法ではないかと批判せざるを得ないものでありました。合意形成の重要な段階の一つとして設定されている有識者会議に参加した有識者委員および関心を寄せました傍聴者を含む市民の信頼を損なうものであったと思っております。さて、ここで河川整備計画原案における八ッ場ダムの位置づけについて触れたいと思っております。ダム建設についての根拠として河川整備の目標を年超過確率 70 分の 1 から 80 分の 1 として、その水準に相当する治水の目標流量を基準地点八斗島において 17,000 m³/s としています。この数値の妥当性については利根川水系の治水関係資料に基づく疑問、またその導出にあたって学術的手法の妥当性についての論争

の余地があると考えざるを得ません。もしこの数値をより低い水準に設定できれば、治水上ダムは不要となることも考えられるからです。河川整備計画原案の補足説明資料、これは第9回の会議に提出されたものです。国土交通省から提出されたものですが、その2ページに提示されている洪水調節施設八斗島地点上流なる表がございます。もし治水の目標流量を14,000m³/sと設定できれば、吾妻川、烏川・神流川および奥利根の既設ダムの調節容量で十分カバーすることが可能であり、八ッ場ダムの必要性を主張する根拠は失われるはずです。15,000m³/sの設定でも昭和24年のケースを除いて対応が可能だということがわかります。複雑で多様な変動要因のある自然の現象を数値的なモデルで近似した論争では、モデル自体の妥当性やその結果の評価をめぐる意見の相違はあり得ることです。実際これらのモデルにより算定される目標事象の数値の振れ幅の範囲はどのくらいのものなのでしょうか。きちっとした評価が出たのでしょうか。ちなみに国土交通省が主張の柱としている日本学術会議による河川流出モデル、基本高水の検証に関する学術的な評価報告書、これは2011年9月に提出されたものですが、ここにおける附帯意見において、報告の最後において、既往最大洪水流量の推定値、およびそれに近い値となる200年超過確率洪水流量の推定値と、実際に流れたとされる流量の推定値に大きな差があることを改めて確認したことを受けて、これら推定値の現実の河川計画、管理の上でどのように用いるか、慎重な検討を要請するとあります。議論を尽くした結果は受け入れなければなりません、その過程について公正な手続きを欠くことは許されないと考えます。有識者会議における委員からの問題提起を十分に受け止めることなく議論を打ち切り、河川整備計画に盛り込もうとするのであれば、それは有識者会議の存在を国交省ご自身がないがしろにするものではありませんか。有識者会議は政策決定機関ではなく、意見を聴く場であるという認識であれば、なお一層十分な議論が求められていると思います。その観点からダムの位置づけについて再検討を求めたいと思います。次に河川整備計画における堤防、河道、調整池等の位置づけについて一言触れておきます。利根川および江戸川における堤防の整備を必要とすると国土交通省が認識をされている総延長距離は左岸、右岸を含めて約210kmこれは私が整備計画資料から私自身の手で計算をしたものですので誤っているところがあるかもしれません。おおむね約210kmに及んでいると思います。河川整備の喫緊の要請として明確な課題である堤防整備などを優先して取り組んでいただきたいと思います。次に河川整備計画全体についてですが、河川整備のロードマップの概要をお示しいただきたいと思います。提示されている整備計画において整備の対象区間および対象期間はおおむね30年、それは示されていると思います。特に洪水、高潮等による災害発生防止または軽減のための洪水流下対策、すなわち堤防整備、河道掘削、江戸川分派、洪水調節容量確保等、それから浸透・侵食対策、高潮対策、超過洪水対策、地震・津波遡上対策、そして江戸川の内水対策、危機管理対策等が提示されています。事業費予測として関東地整の方から過日の有識者会議において概算8,600億円なごしの数値が口答でお話しがあったと記憶しておりますが、その配分の内訳と施設の優先度も併せて整備計画においてはお示しいただきたいと思います。最後に公共事業としての八ッ場ダムの計画について、私のご意見を述べたいと思います。八ッ場ダムの歴史は長い、長すぎたというべきです。ダムの建設地点の人たちに苦難の道を強いてきた歴史がございます。1947年カスリーン台風がもたらした利根川流域の洪水被害を契機として、洪水調節を行うダムを利根川上流に建設する計画がつくられ、その一つとして1952年八ッ場ダムが構想されました。一旦立ち消えになったダム構想が1960年代の高度成長期の首都圏の生活用水および工業用水の供給をまかなうために、1965年治水と利水用多目的ダム構想として再登場いたしました。以来半世紀、その間、ふるさとの喪失に反対する人たちの運動は、国策を盾にした国と県の力の前に終息をして、1985年ダム建設を柱とする地元再建プランが策定されました。しかしその後のダム建設の計画と地域の再構築

のプランは順調に進捗していたのでしょうか。基本計画は2回にわたって変更され、工期は当初予定の2000年度から2010年度に、さらに2015年度までに変更、建設費推計は2,110億円から4,600億円へと変更されています。地域を支える人が流出し、地域社会が再構築できるかどうか疑問視される状態も進んでおります。加え、ダム完成後の貯水池周辺の地すべりの危険性も指摘されております。基本計画の再度の変更もやむなしと想定される事態になっています。今回策定しようとしている河川整備計画原案に盛り込まれたダム計画は、上に触れたような半世紀以上におよぶ事実上の経緯がございます。そのダム計画がはらむ重さが、今回の河川整備計画の策定に抜き差しならぬ桎梏となっているのではないかと考えざるを得ません。初めにダムありき、よってそのダム計画を正当化しえない河川整備計画はあり得ないということではないのかということをおは強く提案するものであります。ダム建設計画が河川整備計画をゆがめたものになるようなことであっては決してならないはずで、今回のダム問題を考える機会を得て、私が心の底で覚える痛みがあります。それは国土交通省の計画を受け入れてダムの完成を待っている地元の人たちのことでもあります。そのことをもって私たちのこの主張を取り下げること、八ッ場ダムに対する疑問を取り下げることにはできません、いたしませんけれども、このような地域に苦難を強いる公共事業は2度と繰り返してならないと思うのであります。河川整備計画については河川整備の環境整備については時間がなくて触れることができませんでした。この問題については既に用意されておりますパブリックコメントに綴りたいと思っております。終わります。ありがとうございました。

以上